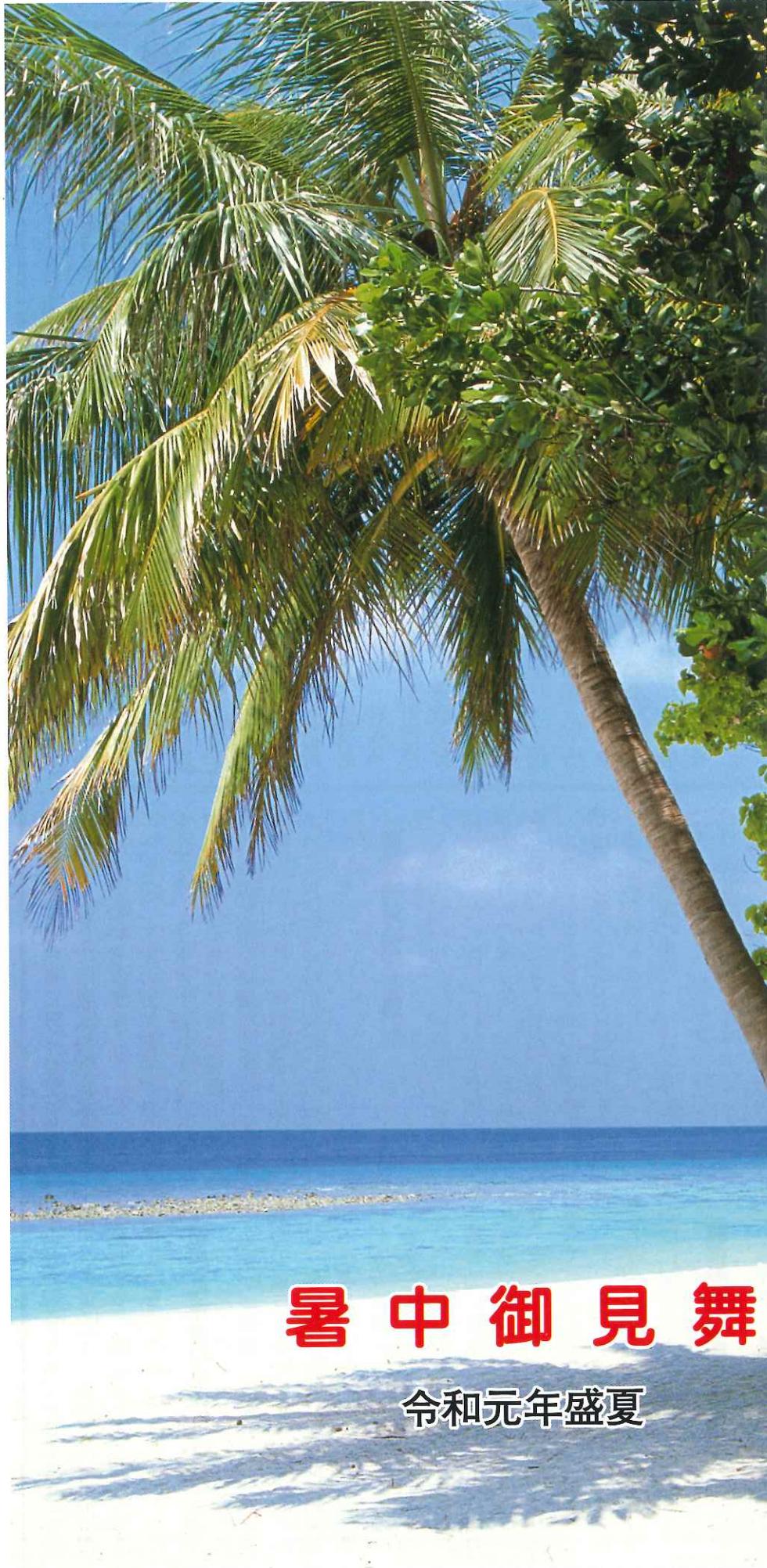


8 2019



小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川 富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

暑中御見舞

令和元年盛夏

「骨太方針2019」を閣議決定

政府は、経済財政運営の基本方針（骨太の方針）を閣議決定しました。消費税率の引き上げをめぐっては、10月に予定どおり10%に引き上げる方針を堅持する一方、今後の海外経済の動向によっては追加の経済対策を講じる可能性に含みを持たせました。全世代を通じた社会保障を掲げ、70歳までの就業機会の確保や最低賃金の引き上げなどを打ち出しました。

●主なポイント●

- 〈消費税引き上げ〉
 - ・2019年10月に増税実施
 - ・駆け込み需要・反動減といった経済変動を可能な限り抑制
 - ・増税後の自動車や住宅の購入支援策を検討
- 〈社会保障〉
 - ・在職老齢年金については、廃止を含め検討
 - ・年金・介護は法改正を視野に2019年末に結論。2020年夏をめどに重点政策をまとめる

■消費税率の引き上げ■

10月に迫った消費税率の引き上げをめぐっては、「社会保障の充実と財政健全化にも資するよう、10%への引き上げを予定している」として、予定どおり引き上げ方針を改めて確認しました。

2014年4月に実施した消費税率5%から8%への引き上げは、深刻な個人消費の落ち込みを招き、安倍政権は税率10%への再引き上げを2度にわたって延期。このため、消費税率引き上げに伴う経済への影響を踏まえ、歳出改革とは別に適切な規模の「臨時・特別の措置」を講じる方針も盛り込まれました。

「臨時・特別の措置」は、今年度予算にも、増税前の駆け込み需要や、その後の消費の落ち込みを抑えるため「キャッシュレス決済でのポイント還元制度」や「プレミアム付き商品券」など総額2兆円を超える対策が盛り込まれています。政府として

は、来年度も増税に伴う景気対策を継続することで、景気の回復基調を維持させたい考えです。一方で、米中の貿易摩擦が激しさを増す中、景気が下振れするリスクが顕在化する場合には「機動的なマクロ経済政策を躊躇なく実行する」と明記し、今後の海外経済の動向によつては追加の経済対策に布石を打つています。

■社会保障改革■

全世代型の社会保障制度の実現に向けて、社会保障の給付と負担の在り方を含めた総合的、かつ重点的に取り組むべき政策を明記しました。

このうち年金と介護の分野については、必要な法改正も視野に年末までに結論を得るとしています。

また議論にあたつては、「年齢などにとらわれない視点から検討を進め、負担能力や世代間のバランスを考慮する」としていて、高齢化の進行で社会保障を支える現役世代の負担が増す中、所得が多い高齢者らに一層の自己負担を求める方向性を示唆しています。

廃止も展望しつつ、在り方などを検討する」として、高齢者の就労を促す観点から、廃止する方向性に言及しています。

■最低賃金の引き上げ■

企業が従業員に支払わなければならぬ最低賃金の引き上げをめぐつては、経済財政諮問会議の民間議員が5%程度の大幅な引き上げの必要性に言及する一方、負担が増える中企業などからは反対の声も上がっています。最終的に原案では、引き上げ幅の具体的な数値目標の設定は見送る一方、全国平均で時給1000円の目標の「より早期」の達成を目指すとして、過去3年続けて3%程度引き上げられてきた水準を上回る引き上げに期待を示す形となっています。

■就職氷河期支援■

いわゆる「就職氷河期」に希望通りの就職ができなかつた30代半ばから40代半ばの人たちへの支援プログラムを盛り込み、フリーランなど非正規雇用で働く人およそ100万人を対象に、支援を通じて正規雇用で働く人を3年間で30万人増やす数値目標を掲げました。

国税庁は、相続税や贈与税の算定基準となる2019年分の路線価（1月1日現在）を発表しました。

全国約32万地点の標準宅地は18年比で1・3%のプラスとなり4年連続で上昇しました。上昇率はこの4年で最も高くなりました。地方にも波及しつつある訪日客の増加や再開発などが地価上昇をけん引しているようです。

都道府県別の路線価をみると、東京、大阪、愛知など19都道府県で上昇しました。上昇率が最も高かったのは外国人観光客の増加や再開発等により那覇市を中心とした。上昇率は前年分の5%を3・3ポイント上回る8・3%となりました。また格安航空会社(LCC)の定期便が増便され、訪日客が増加している大分県などがマイナスからプラスに転じました。

その他では、東京都が4・9%上昇。来年に控えた東京五輪などの影響を受け、今後も地価上昇が見込まれています。東日本大震災からの復興が進む宮城県が4・4%と4%以上上昇したほか、前年分で下落して

路線価、4年連続上昇 全国平均1.3%に拡大 —国税庁、2019年分

いた石川県は上昇に転じています。下落したのは27県。このうち22県で下落幅が縮小しているものの、大都市圏や集客力のある観光地と、それ以外の二極化傾向は続いているです。

都道府県所在地の最高路線価をみると、上昇は33都市と前年と同数でした。

1平方メートル当たりの路線価が最も高かつたのは、今回も東京・銀座5丁目「鳩居堂前」。前年の4

432万円から128万円も上昇となる4560万円に達し、34年連続の1位となりました。2位は大阪市

北区角田町の「御堂筋」1

600万円、3位は横浜市

西区南幸1丁目の「横浜駅

西口バスターミナル前通

り」1160万円で、順位の変動はありませんでした。

地方でも都市部の再開発が進んでいく地域などではオフィスビルの賃料上昇が期待でき、今後も地価の上昇傾向は続くとみる専門家が多いようですが、一部に加熱気味の地価高騰を警戒する声も出ています。

た。

財務省は、2018年度の国的一般会計決算を発表しました。税収は60・4兆円となり、バブル期の1990年度（60・1兆円）を超えて、過去最高を更新しました。

景気の回復で雇用の改善や株式の配当収入などが増えたことに伴って、所得税の税収が伸びたことが主な要因とみられます。

国内の雇用環境の改善を受けて給与や配当などが伸び、

所得税が19兆9006億円と、94年度以来24年ぶりの高水準。見込み額より約4300億円上振れました。このうち約4000億円が、昨年12月の携帯電話大手ソフトバンクの東証1部上場に伴って親会社のソフトバンクグループが受けた配当金に対するものとみられます。財務省は一時的な増収要因だとしています。

本年10月には消費税率の引き上げを予定しているため、政府は2019年度の税収を62兆4950億円と見込み、2年連続で過去最高を更新するとしています。ただ、米中の貿

昨年度の税収60兆円超 バブル期上回り過去最高

易摩擦の激化を背景に世界経済の減速懸念が強まっており、今後も思惑通りに税収増が確保できるかどうかは不透明です。

所得税は給与の伸びや株式の売却益の増加を受け19・9兆円と1兆円増加しました。消費税は個人消費の伸びで0・2兆円増の17・7兆円。法人税は企業業績が堅調で0・3兆円増の12・3兆円となりました。

■ 税収構造の変化 ■

これまでの最高だったバブル期と比べると、消費税が増えて法人税の比率が下がるなど税収構造は大きく変わっています。当時と比べ、存在感が高まつたのは消費税です。当時の税率は3%で税収は4・6兆円。その後の税率引き上げで税収は4倍弱に膨らみ、30年前の法人税収と肩を並べました。

一方、法人税は90年度に18・4兆円あつた税収が18年度に12・3兆円と6割強まで減少。国際的に税率引き下げ競争が激しく、日本も国の税率を90年度の37・5%から23・2%まで下げています。



「中小企業強靭化法」 本年7月16日施行へ

5月29日の参院本会議で可決・成立した「中小企業強靭化法」（中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律）が、7月16日に施行されることとなりました。

事業継続のためのパッケージ法

同法の枠組みにおいて強化計画の認定を経済産業大臣より受けた事業者は、事業活動の継続のために様々な支援を受けることができます。その内容は、自然災害などに対する中小企業の事業継続力強化をはじめとして、事業承継の円滑化、社外高度人材（プログラマー・エンジニア、弁護士、税理士、会計士等）を活用した新事業分野の開拓支援など、支援措置の項目は多岐に渡ります。

中小防災・減災投資促進税制

災害への事前対策を後押しするため平成31年度（2019年度）税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制」もこの中小企業強靭化法のパッケージの一つとして盛り込まれており、大規模な自然災

害が頻発する中、その施行日がいつになるのか注目されていました。

この税制は、防災・減災に関する事前対策の計画の認定を受けた上で、事前対策を強化するために必要な自家発電機や排水ポンプ、制震・免振ラック、止水版、防火シャッターノードなどの一定の設備投資を行った場合は、その取得価額の「20%の特別償却」ができるというものです。

よって、本税制の適用時期については、中小企業強靭化法の施行日（決定により、令和元年（2019年）7月16日から令和3年（2021年）3月31日までの間に取得した対象設備に適用されるとみられています。（正式な適用時期は、近日中に経済産業省より公表予定・7月10日現在）



厳しい環境下でも事業活動が継続できるよう、防災・人材・金融など、あらゆる側面からサポートするため生まれた中小企業強靭化法）。目的に合わせて各支援措置を上手に用することが求められています。

8月の税務と労務

一税務

★個人事業税の納付（第1期分）

納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日

★個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）

納期限…8月中において市町村の条例で定める日

★7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

納期限…8月13日

★6月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）

申告期限…9月2日

★3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）

申告期限…9月2日

★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税・地方消費税）

申告期限…9月2日

★12月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）

申告期限…9月2日

★消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告（消費税・地方消費税）

申告期限…9月2日

★消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2カ月分）（消費税・地方消費税）

申告期限…9月2日

★個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

申告期限…9月2日

一労務

★健保・厚保の保険料の納付

納期限…9月2日

知的資産とは、人材、技術、取引先の信頼、顧客とのネットワーク、ブランドなどの目に見えない資産のことです。企業の競争力の源泉となるものです。企業にとって非常に重要な資産なのでですが、ほとんど財務諸表に記載されることはありません。

▼SONYというブランドの値段は、同社の財務諸表には記載されています。同社の強みを活かす経営のこととされることがあります。「自社には知的資産といえます。」「と呼べるものなどない」と思われる方がいるかもしれません

企業の知的資産

▼企業が数多く存在するのです。企業が数多く存在するのです。
▼このような企業の知的資産（強み）を認識し、収益につなげる経営が知的資産経営です。つまり、知的資産経営とは、会社の強みを活かす経営のことといえます。「自社には知的資産と呼べるものなどない」と思われる方がいるかもしれません
が、昨今の厳しい時代を生き残つている会社であれば、規模の大小を問わず、気づいていない強みが必ずあるはずです。今まで把握していなかつた資産を再認識し、活用していくきましょう。